

「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」活動状況

開催の経緯等

- 「重点計画-2007」において「国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱(仮称)の創設」が盛り込まれたことを受け、2007年度「電子私書箱(仮称)による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」を開催、電子私書箱(仮称)のコンセプトをとりまとめた。
- 技術的課題、制度的課題に関する検討を行うため、2008年度「**電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会**」を開催。
- 特に特定健診結果、年金記録をユースケースとして詳細検討を行なうため、**ユースケース検討ワーキンググループ**を設置
- 社会保障や電子行政等において情報を効率的に提供する「信頼できる基盤」として、本検討会における**報告書及び電子私書箱(仮称)プラットフォーム基本設計**が今後関連施策に反映されることが望まれる。

第一回 8月22日

- 電子私書箱(仮称)構想の目標
- 検討の方向性と課題、進め方など

第二回 11月5日

- 関連する海外事例
- ユースケース検討WGにおける検討状況
- 情報通知サービスの形態に関する論点整理

第三回 12月17日

- 制度的課題に関する論点整理
- ユースケース検討WG中間報告

第四回 2月9日

- 関連する施策紹介
- 関連する海外事例
- 電子私書箱(仮称)の導入に伴うコスト削減等の効果
- 制度的課題

第五回 3月16日

- 電子私書箱(仮称)構想における民間事業者の参画のあり方について
- 報告書(案)について

【検討会委員名簿】

池上 秀樹	健康保険組合連合 会理事
大山 永昭	東京工業大学大学院 理工学研究科教授
神谷 寿彦	ヤフー株式会社社員サービス事業部長
小松 文子	独立行政法人 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー 室長
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
須藤 修	東京大学大学院 情報学環教授
寺本 敏彦	東京大学大学院 法学政治学研究所教授
座長 安田 浩	東京電機大学 未来科学部情報メディア学科教授
山本 隆一	東京大学大学院 情報学環准教授

【ワーキンググループ構成員名簿】

小尾 高史	東京工業大学大学院 総合理工学研究科准教授
主査 小松 文子	独立行政法人 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー 室長
五味 秀仁	ヤフー株式会社 Yahoo! JAPAN 研究所
坂本 泰久	NTT情報流通プラットフォーム研究所 ユビキタスコンピューティング基盤プロジェクト主任研究員
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
中橋 良二	健康保険組合連合会 IT推進部長
吉本 明平	財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)企画部 担当部長

電子私書箱の概念と機能 利用者視点への転換

◆電子私書箱(仮称)構想の目標

様々なサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)が保有する国民の情報を、安心かつ容易に入手・閲覧し、本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みを実現。

↓
利用者の視点に立ち返り、これらのサービスについて新たな情報の入手・活用スキームを提示。

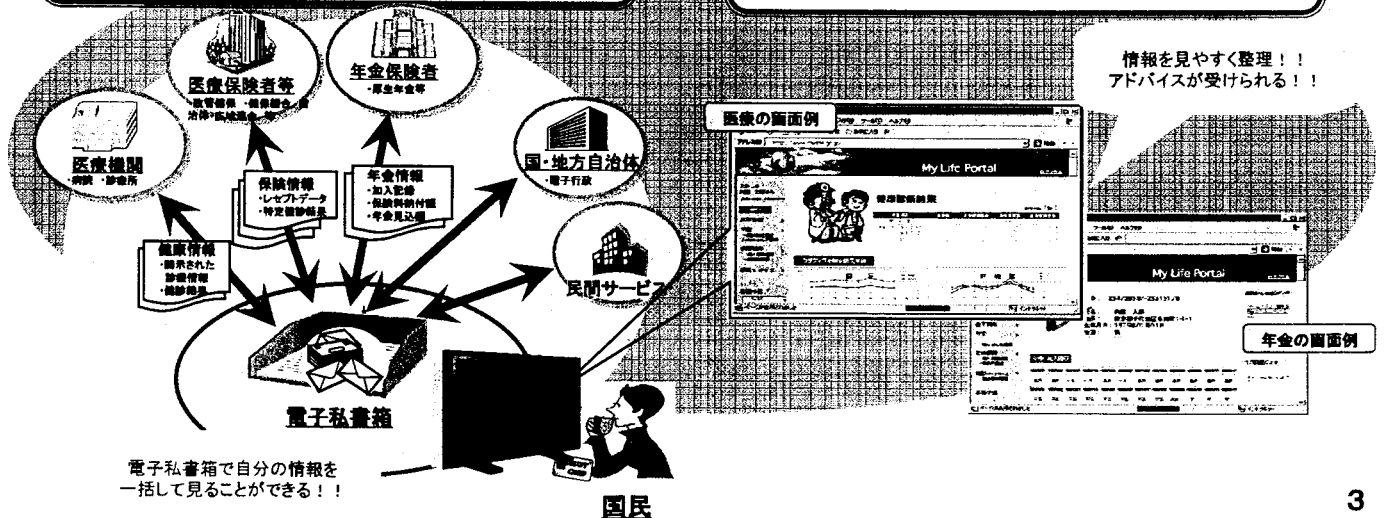
電子私書箱の主要な機能

●情報の入手・閲覧

- ・ 様々なサービス提供者で分散している個人の情報を、本人の意向に基づき集約し、自分の情報を入手・閲覧できる仕組み。

●情報の管理・活用

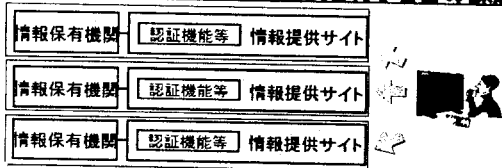
- ・ 収集・蓄積した個人の情報を他のサービスに活用する仕組み。



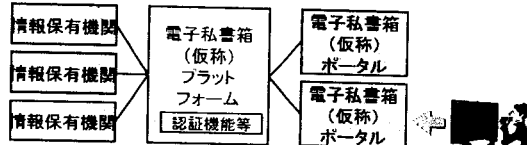
電子私書箱(仮称)を活用した情報提供のメリット

各情報保有機関がばらばらに情報提供を行うよりも、
電子私書箱(仮称)の活用により、「安全」かつ「利便性高く」情報提供を行うことが可能となる。

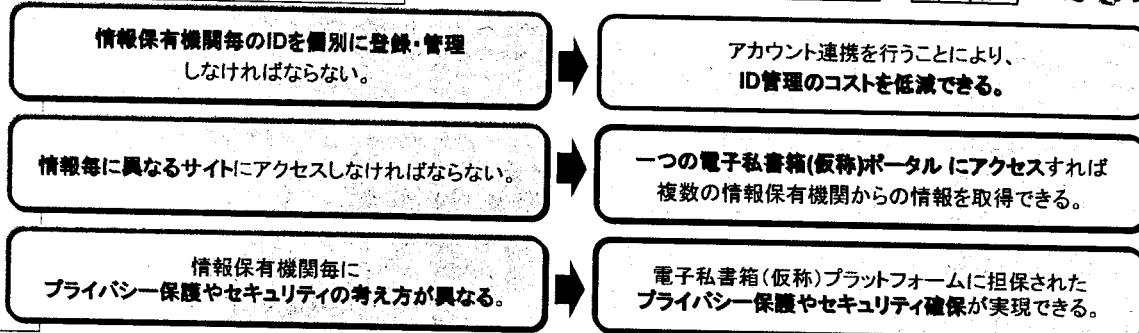
各情報保有機関が個別に情報提供を行う場合の課題



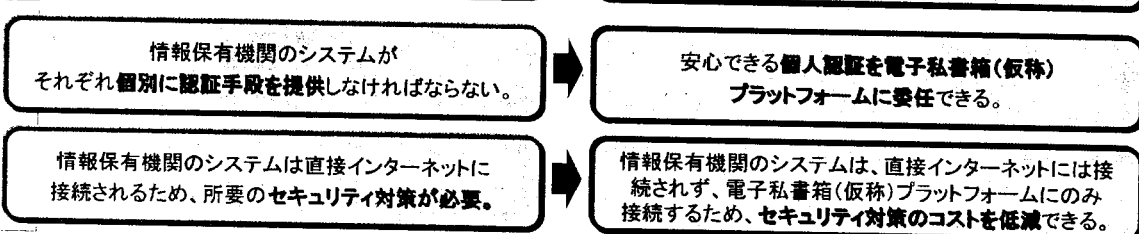
電子私書箱(仮称)により実現するメリット



利用者の観点



システム側の観点



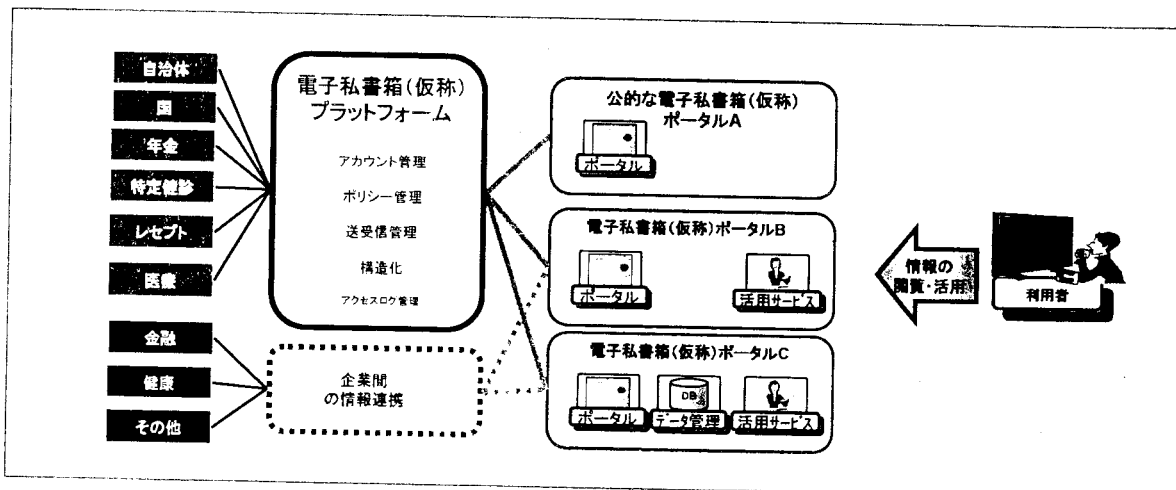
電子私書箱(仮称)の仕組み(概要)

電子私書箱(仮称)プラットフォーム

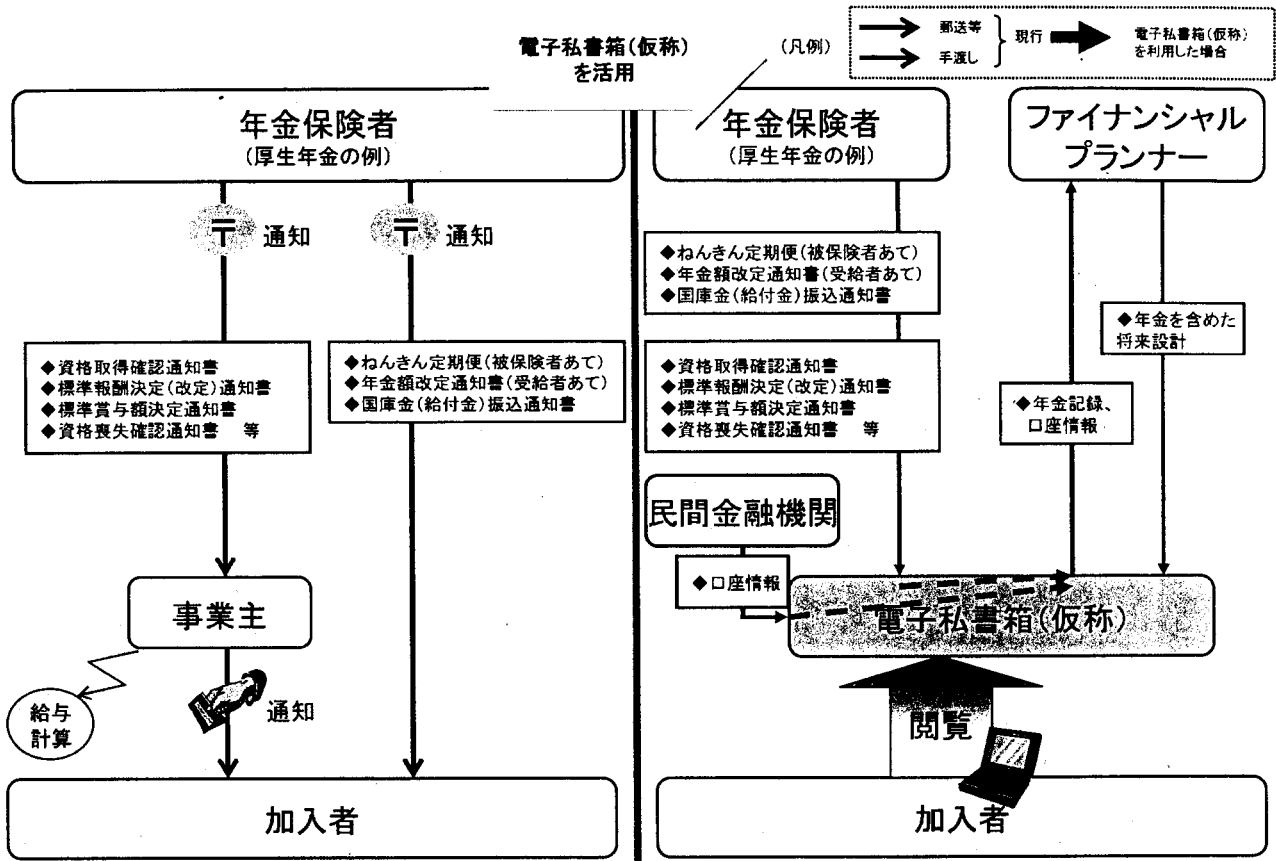
- 情報保有機関の持つ情報を電子私書箱(仮称)ポータルに渡すことで、情報保有機関が情報を本人に対して安全に伝達することを可能とする。
- アカウント管理、情報の構造化/フォーマット変換、送受信管理、ポリシー管理、アクセスログ管理等の機能を持つ。

電子私書箱(仮称)ポータル

- 情報保有機関の持つ情報を電子私書箱(仮称)プラットフォーム経由で取得し個人に提供する。
- 必要に応じ、利用者本人が取得した情報を加工し活用することを可能とする。

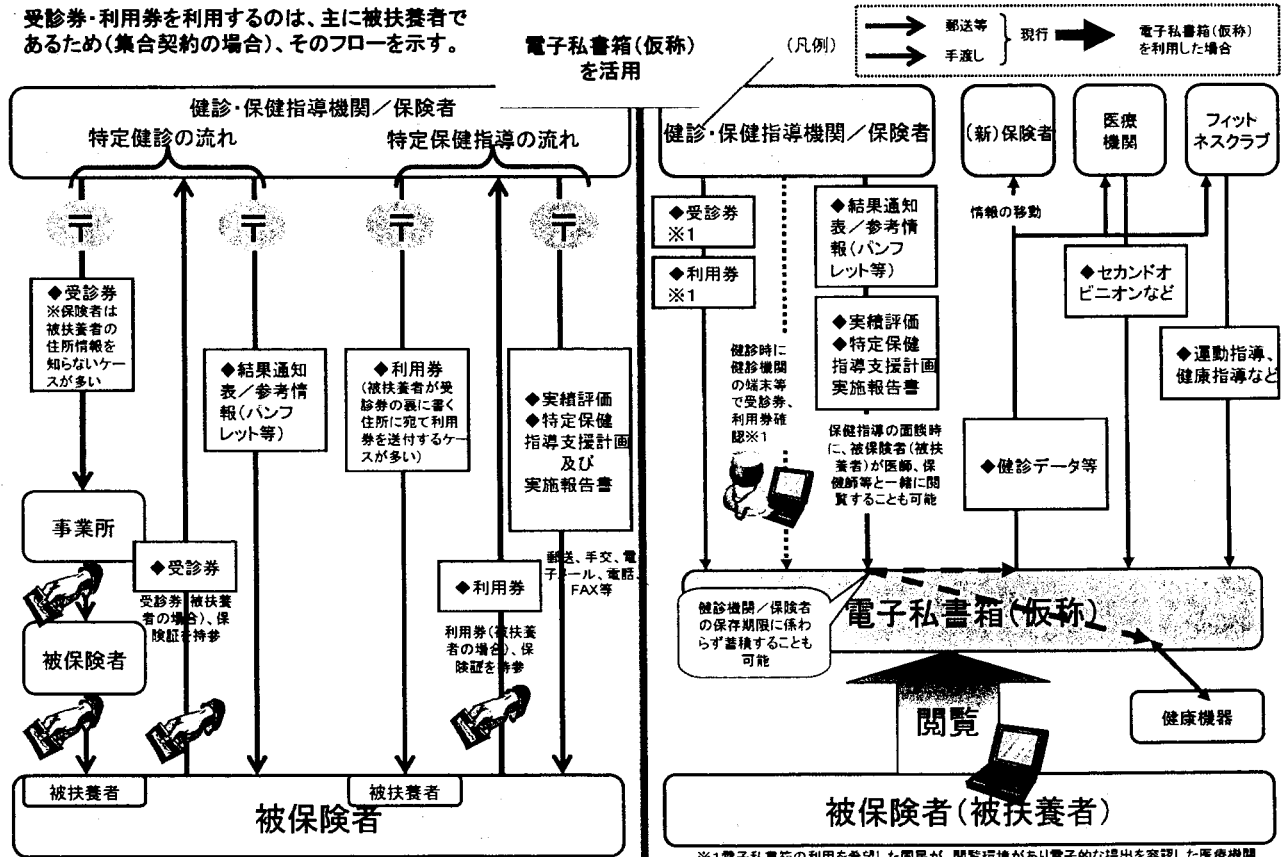


年金記録において電子私書箱(仮称)の活用が想定されるシーン



特定健診・特定保健指導において電子私書箱(仮称)の活用が想定されるシーン

受診券・利用券を利用するのは、主に被扶養者であるため(集合契約の場合)、そのフローを示す。



※1電子私書箱の利用を希望した国民が、閲覧環境があり電子的な提出を容認した医療機関等を利用する際には、資料に示すような使い方も想定

(参考) 電子私書箱(仮称)の導入に伴う直接的なコスト削減効果(試算): 年間約 4,600億円
うち社会保障分野でのコスト削減効果(試算): 年間約 600億円

- 電子私書箱(仮称)の導入により、社会保障分野/公共サービス分野において年間約 4,600億円のコスト削減が期待される。(社会保障分野においては、年間約 600億円のコスト削減)
- 民間サービス分野での直接的なコスト削減効果の試算は容易ではないが、社会保障分野/公共サービス分野と同等以上の効果が見込まれるのではない。

電子私書箱(仮称)における
直接的なコスト削減効果(試算)
約 4,600億円/年

**社会保障分野の
コスト削減効果(試算)
約 600億円/年**

- ・年金保険
- ・医療保険
- ・介護保険
- ・雇用保険
- ・労災保険
- ・障害者自立支援法に基づく各種サービス
- ・児童福祉関係サービス

**公共サービス分野の
コスト削減効果(試算)
約 4,000億円/年**

- ・上下水道
- ・電気
- ・ガス
- ・公共放送
- ・電話
- 等

民間サービス分野でも
同等以上の効果が
見込まれるのではない。

民間サービス分野

- ・銀行/証券
- ・生命保険/損害保険
- ・クレジットカード
- ・レンタルビデオ
- ・航空会社(マイレージ)
- ・ケーブルテレビ 等

仮定: 「通知の電子化転換率70%により全体コストの2/3が削減された」との民間事例を基に、電子私書箱(仮称)の利用率70%と2/3のコスト削減効果を想定。

算出方法: コスト削減効果(試算)額=(通知に係る郵送コスト+業務コスト)×通知件数×2/3

- 電子私書箱(仮称)の導入にかかるコストは、初期整備経費としておおよそ200~400億円程度と予想される。
 - ・ 年間の運用にかかる経費は数十億円程度と想定される。

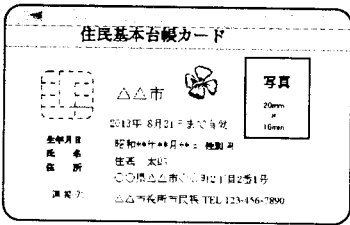
算出方法: ・年金及び特定健診のユースケースを対象としたシステムを想定し、同規模の類似システムの導入コスト等を基に試算。
・電子私書箱(仮称)プラットフォーム及び電子私書箱(仮称)ポータル導入コストを対象とし、情報保有機関のシステム改修コスト、利用者の端末や認証機器(ICカード等)、ネットワーク運用の費用などは含まれない。

住民基本台帳カード

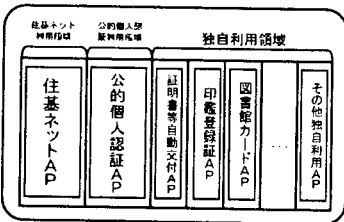
参考資料3

◎ 住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



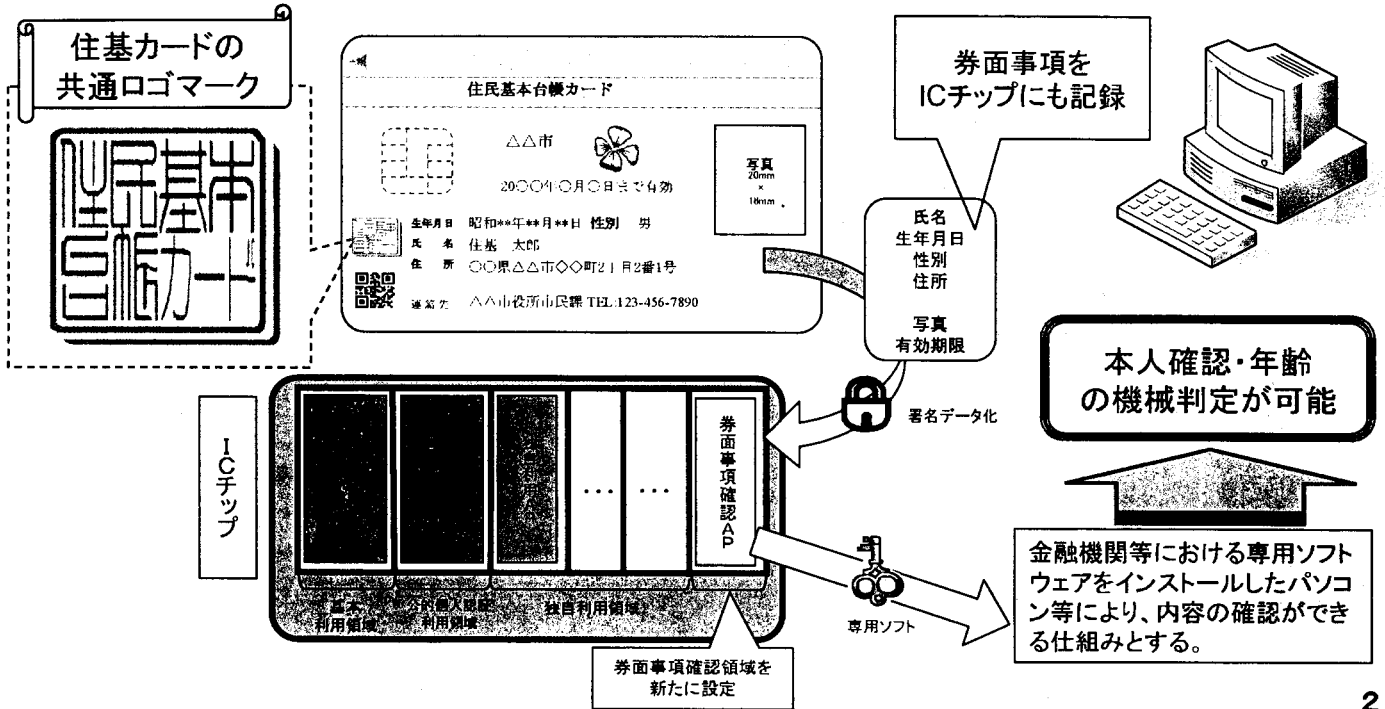
(ICチップ部分のイメージ)



- ① 日常生活での本人確認に使える。
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。全国どこでも住民票の写しが交付できる。転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

新しい住基カードの発行

- ◎ 住基カードのICチップに新たに券面事項を記録することとし、その情報を活用することにより、本人確認機能が強化される新しい住基カードを平成21年4月20日から全市区町村において順次発行予定。
- ◎ 偽造防止措置を施した共通ロゴマークを制定しカードの認知度アップを図る。

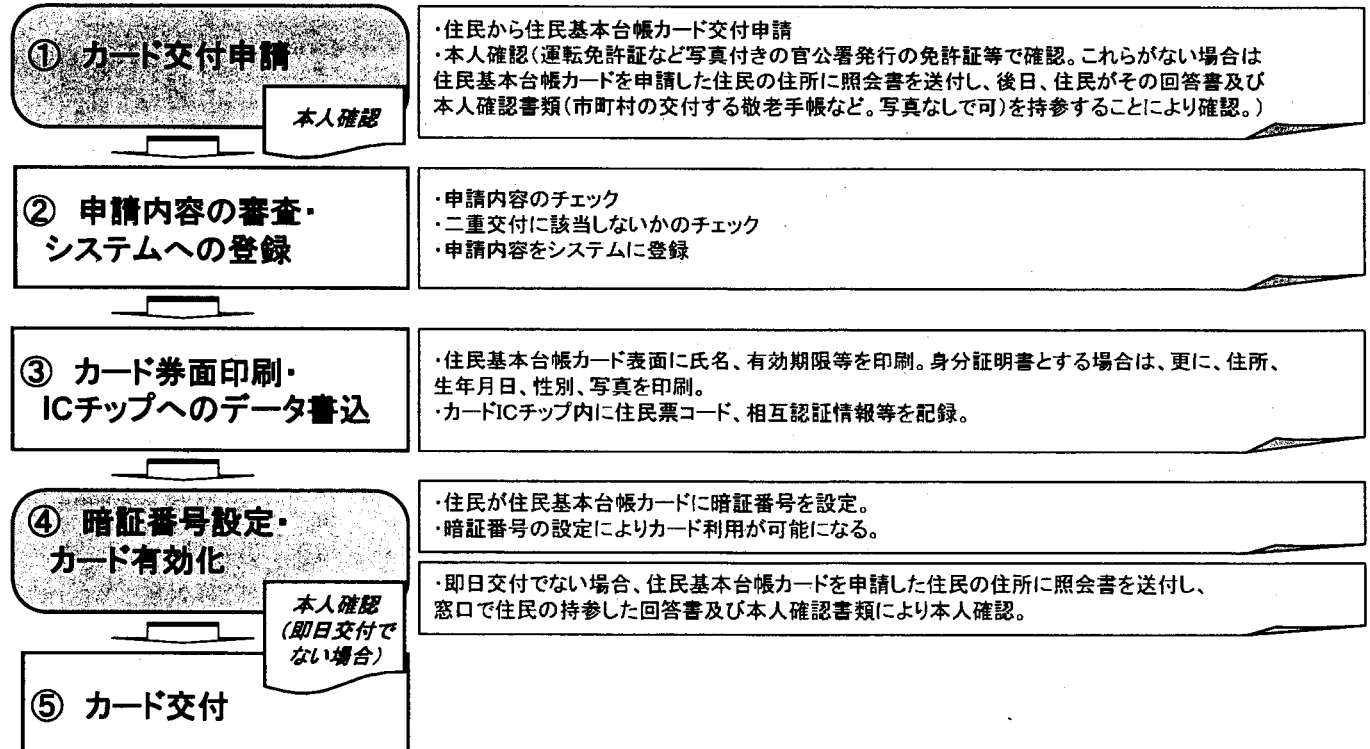


2

住民基本台帳カードの交付の流れ

<主な作業項目>

<主な作業内容>



- <凡例> 住民と職員が窓口で行う作業
 職員が行う作業

3

住民基本台帳カードの交付状況

住基カードの交付状況

H20. 4月～H21. 2月の全国交付枚数 89万8千枚 (対前年同月比 約13%増)
 ↳ 累計約323万枚 (H21. 2. 28現在)
 (H20. 3. 31現在の累計交付枚数 約234万枚)

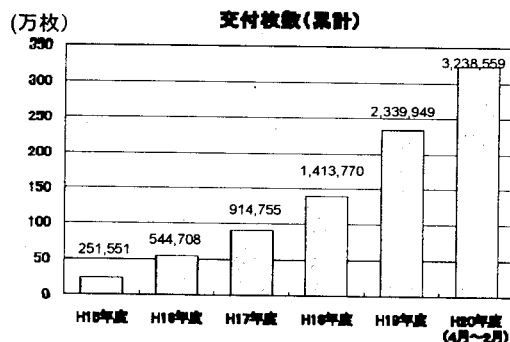
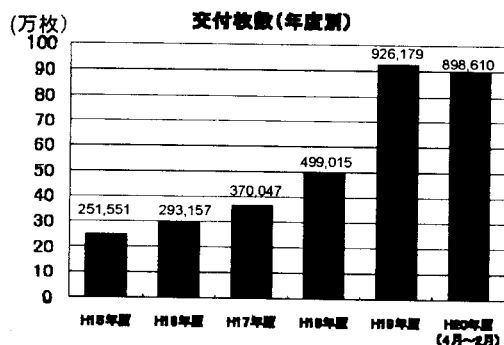
住基カード無料交付団体数

221市区町村 (H20. 4. 1現在) ⇒ 442市区町村 (H21. 4. 1現在判明分)

■ 住基カードの交付手数料を無料化する市区町村に対して無料交付1枚当たりで特別交付税措置を500円加算(20年度～22年度の3年度間限り。19年度までは1000円/枚のみ)

住基カード多目的利用団体数

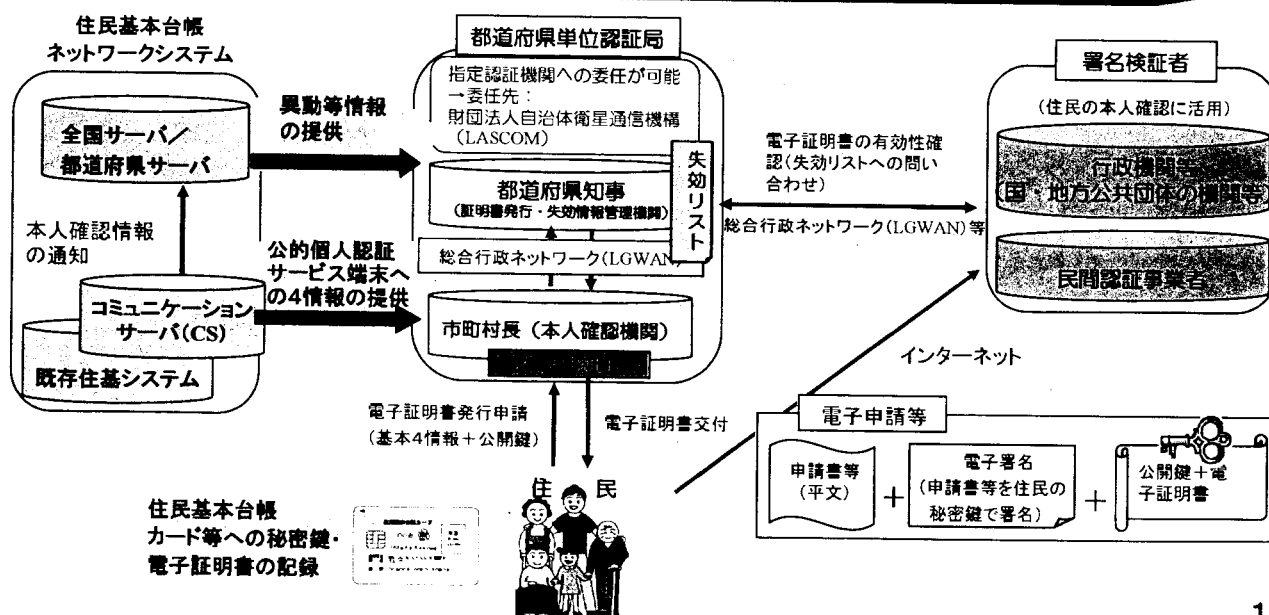
143市区町村 (H20. 4. 1現在) ⇒ 152市区町村 (H20. 8. 31現在)



公的個人認証サービス

参考資料4

- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのしくみ。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約113万件(2009年3月)



公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認

- ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。

2. 電子証明書の用途

- ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。

3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダーライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

- ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。

5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。

6. 電子証明書の発行件数

平成21年3月末現在で、約113.3万件。

2

公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none">◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適
運用面	<ul style="list-style-type: none">◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として5年間の安定運用実績◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能

3

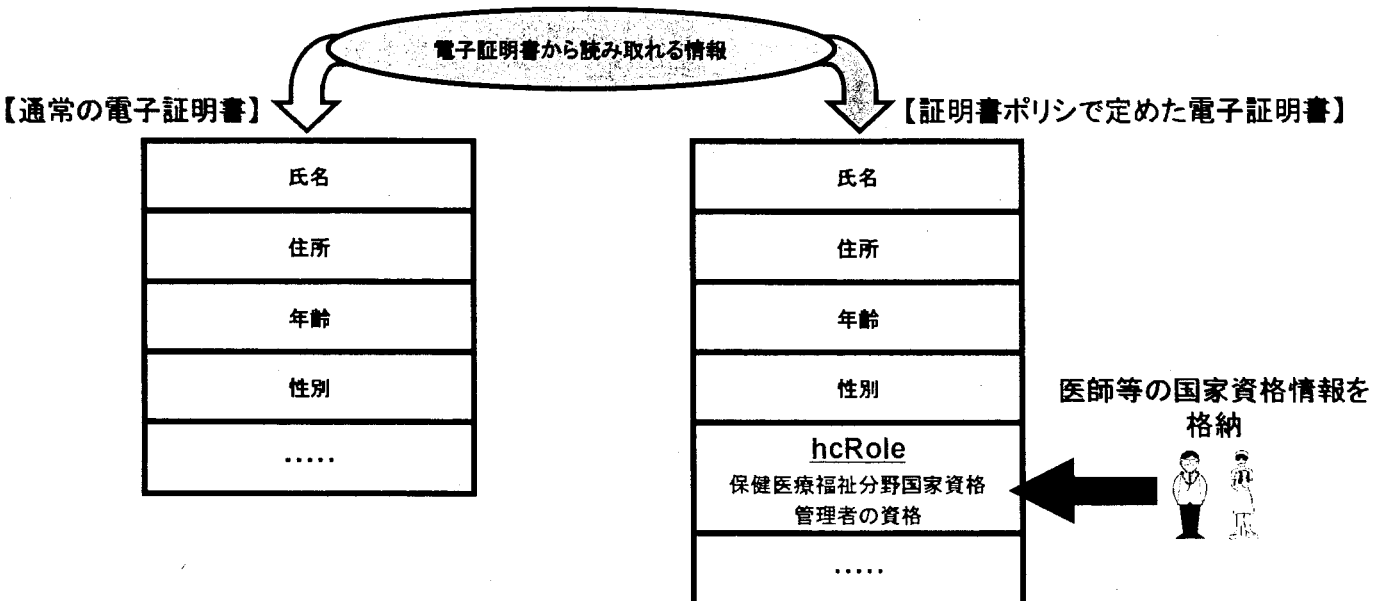
- 電子証明書のhcRoleに保健医療福祉分野の国家資格を格納している。
- 電子署名を付与することで、個人の証明と国家資格保有の証明が同時にできる。
- つまり、保健医療福祉分野における資格を証明することが可能な公開鍵基盤。

HPKIでターゲットされる国家資格

資格名 (国家資格、25資格)	
医師	管理栄養士
歯科医師	社会福祉士
薬剤師	介護福祉士
臨床検査技師	救急救命士
診療放射線技師	精神保健福祉士
看護師	臨床工学技師
保健師	あん摩マッサージ指圧師/はり師/きゅう師
助産師	歯科衛生士
理学療法士	義肢装具士
作業療法士	柔道整復師
視能訓練士	衛生検査技師
言語聴覚士	介護支援専門員
歯科技工士	
資格名 (医療機関の管理責任者)	
病院長	
診療所院長	
管理薬剤師	
その他の保健医療福祉機関の管理責任者	

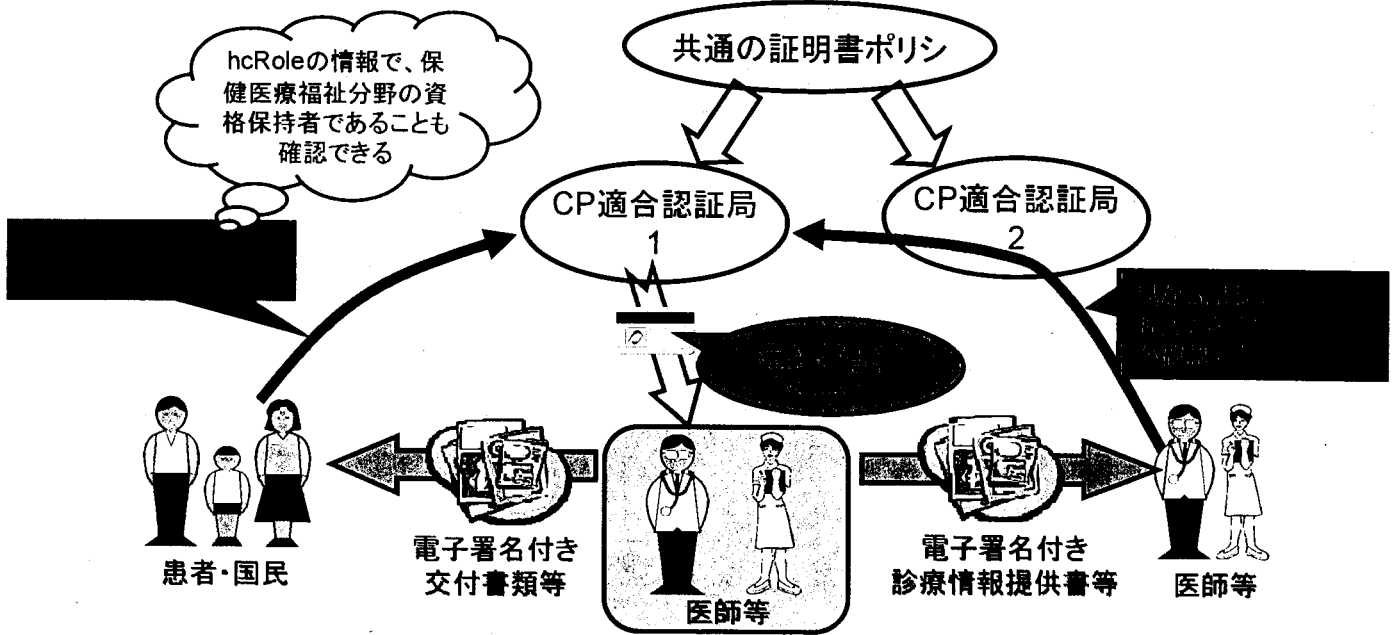
HPKIの特徴

電子証明書の中に『保健医療福祉分野の国家資格』と『医療機関等の管理者の資格』の情報を格納するように規定
 電子証明書自体に保健医療福祉分野で必要な資格を埋め込み、証明書だけで資格を証明



HPKIで実現できること

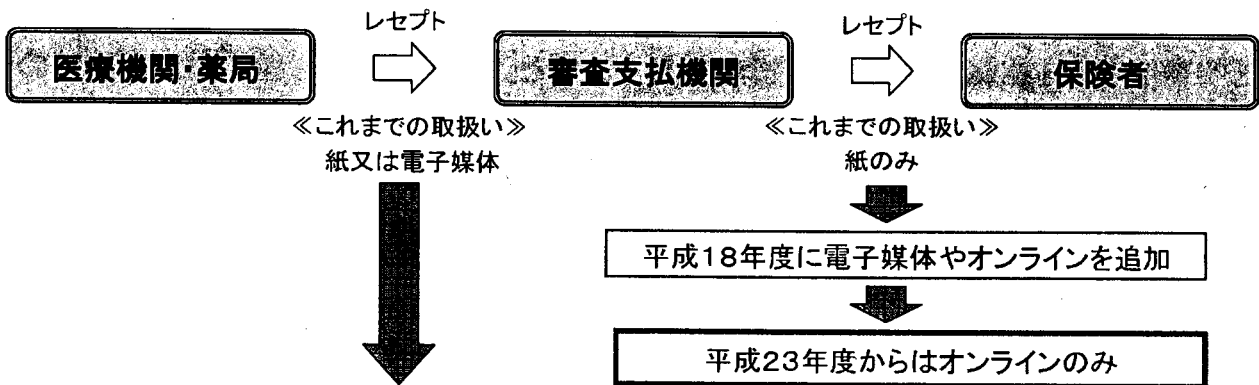
共通の証明書ポリシーに適合した認証局から発行された電子証明書による電子署名であれば、違う認証局から発行された電子証明書による電子署名でも正しいと確認することが可能に



電子署名を中心とした病診・診々連携、患者との連携の例

レセプト(診療・調剤報酬明細書)のオンライン化

参考資料6



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能

2.

① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定

- ・ 病院：規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
- ・ 診療所：コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
- ・ 薬局：コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から

② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

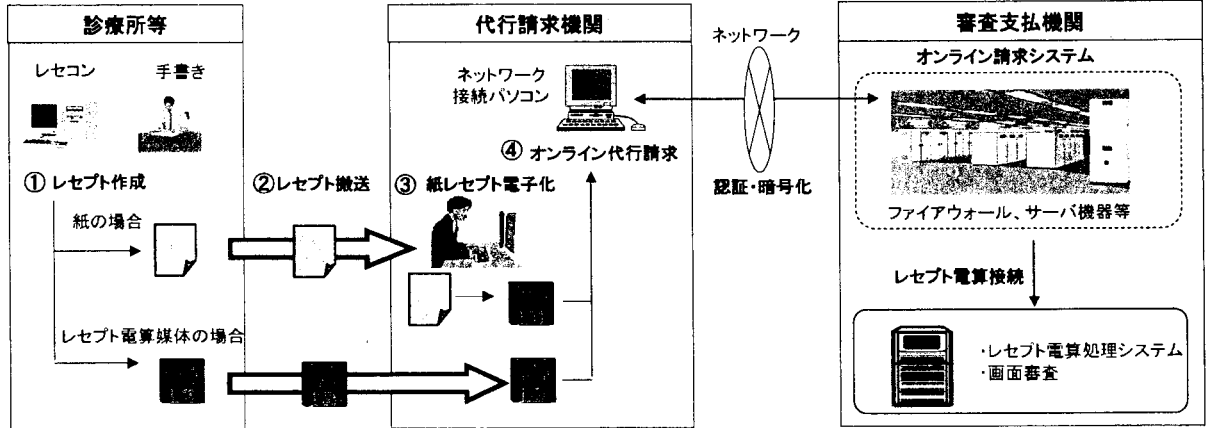
↑ 紙、電子媒体又はオンラインによる請求
 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
 ⇨ ()内の日付以降、オンラインによる請求に限定

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
【 医 科 】						
病院①	400床以上+レセコン 400床以上+文字対応		(20.4.1)	(21.4.1)	(22.4.1)	(23.4.1)
病院②	400床未満+レセコン 400床未満+文字対応					
病院③	レセコン有 +レセコン無 +文字非対応					
病院④	レセコン無 (⑤を除く)					
病院⑤	レセコン無 +少数該当+既設					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)
【 医 科 】						
診療所①	レセコン有					
診療所②	レセコン無 (③を除く)					
診療所③	レセコン無 +少数該当+既設					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)
【 齒 科 】						
病院・診療所①	レセコン有					
病院・診療所②	レセコン無 (③を除く)					
病院・診療所③	レセコン無 +少数該当+既設					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)
【 調 剤 】						
薬局①	レセコン有					
薬局②	レセコン無 (③を除く)					
薬局③	レセコン無 +少数該当+既設					(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

注1. 「レセコン有」とは、レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合をいう。
 注2. 「文字対応」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
 注3. 「レセコン有」とはレセプト作成業務を自動化している場合をいう。
 注4. 「少数該当」とは、月間平均請求件数が医療・調剤で100件以下、歯科で50件以下の場合をいう。
 注5. 「既設」とは、平成21年4月1日時点において現存している機器をいう。

レセプトのオンライン請求における代行請求イメージ

オンライン請求設備を持たない診療所等が代行請求機関を通じてオンライン請求を行う場合のイメージ



- ① 診療所等で、レセコン(レセプトを作成するためのコンピュータ)もしくは手書きにより、従来通りに紙レセプトを作成する。(レセプト電算に対応したレセコンを保有している場合は、紙に印刷せず、FD等の媒体へ電子レセプトを作成する。)
- ② 代行請求機関へ、レセプト(紙もしくは媒体)を送付する。
- ③ 代行請求機関では、紙レセプトの電子化を行う。
- ④ 代行請求機関から複数診療所等のレセプトデータを審査支払機関のオンライン請求システムへ送信する。

現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
権規規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所に提示 ●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに社会保険事務所に提出 等	●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口へ提出 【健保】 ●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更のあったときに、社会保険事務所又は健康保険組合へ提出 【国保】 ●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更のあったときに、市町村又は国民健康保険組合へ提出	●要介護(要支援)認定の際、市町村に提出 ●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口へ提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに市町村へ提出 ●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村へ提出 等	●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示 ●被保険者が他の事業所に転動した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示 ●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出
交付主体	社会保険庁長官	【健保】全国健康保険協会(支部)又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	●第1号被保険者 ●第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	【国年】 ●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出 ●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出 【厚年】 ●事業主が社会保険事務所に資格取得届を提出	【健保】 ●事業主が被保険者に資格取得届を提出 ●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して被保険者に被扶養者届を提出 【国保】 ●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村等に届出	(第1号被保険者) ●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要 ●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要 〔住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。〕 (第2号被保険者) 次のいずれか ●保険者に要介護(支援)認定を申請 ●保険者に介護保険被保険者証の交付を申請	●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項(記載内容)	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・基礎年金番号 ・交付年月日 ・変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 ・資格取得年月日(*) ・被保険者の種別(*) ・資格喪失日(*) ・資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 ・事業所名(*) ・事業所所在地(*) ・資格取得年月日(*) ・資格喪失日(*)	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(健保は被保険者証表面等に自署) ・被保険者記号番号 ・保険者番号 ・保険者名 ・交付年月日 ・資格取得年月日 ・世帯主氏名【国保】 ・被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 ・有効期間【国保】 ・事業所名称【健保】 ・事業所所在地【健保】 ・保険者所在地【健保】	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・被保険者番号 ・保険者番号(保険者の名称・印) ・交付年月日 ・要介護状態区分等 ・認定年月日 ・認定の有効期間 ・居宅サービス等における区分支給限度基準額(サービスの種類とその種類支給限度基準額)(※パウチャーを発行する市町村についてはパウチャー切り分け欄) ・認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 ・給付制限(内容及び期間) ・居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) ・介護保険施設等種類・名称(入通所年月日)(※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載)	・氏名 ・生年月日 ・被保険者番号
紙	紙	紙・プラスチックカード・ICカード等	紙	紙
送納の必要	なし (原則、生誕ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり (保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別) 【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別) 【第2号被保険者については、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理】	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生誕ひとつの番号)	なし 〔ただし、被保険者資格に異動が生じたときは変更する場合がある。〕	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし 〔ただし、最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過すると新規に付番〕
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない。(ただし、「基礎年金番号通知書」を交付。)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例：国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者療養給付記録を記載 ・媒体は紙		

現行の年金記録情報の提供方法等について(国民年金・厚生年金の例)

参考資料8

	年金見込額試算	年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)	年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード)	ねんきん定期便
サービス提供者	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁
サービス利用対象者	公的年金制度加入者で 申込日現在50歳以上の方 ※	公的年金制度加入者 ※	公的年金制度加入者	公的年金制度加入者 ※
閲覧・確認方法	①社会保険庁HPから、 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、現在加入している年金制度の別等を入力(申込み) ②社会保険庁で管理している住所に年金見込額試算の結果を郵送	①都道府県知事が発行する公的個人認証サービス等による「電子証明書」を取得 ②電子政府の総合窓口(e-Gov)から①の電子証明書を添えて申込み ③結果は、電子文書で通知	①社会保険庁HPから、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所等を入力し、「ユーザID・パスワード」取得の申込 ②社会保険庁で管理している住所にユーザID・パスワードを郵送 ③社会保険庁HPから、ユーザID・パスワード等を入力して、閲覧	○社会保険庁で管理している住所に郵送
閲覧・確認できる内容	●年金見込額 ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等)	●年金見込額 ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ※申込日現在50歳未満の方については、加入履歴のみを回答	●加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●国民年金保険料の納付状況 ●厚生年金(船員保険)の標準報酬月額、標準賞与額	【平成21年度】 ①年金加入期間 ②年金見込額 ・50歳未満の方…加入実績に応じた年金見込額 ・50歳以上の方…ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額 ③保険料の納付額 ④年金加入履歴 ⑤厚生年金のすべての期間の毎月の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額 ⑥国民年金のすべての期間の毎月の保険料納付状況 【平成22年度】 《節目年齢時(35、45、58歳)の方々》 ・平成21年度と同じ内容(①～⑥)の記録を更新して通知 《上記以外の方々》 ・上記①～③について記録を更新して通知 また、⑤、⑥について直近1年分を通知
利用件数	186,376件 (平成19年度)	961件 (平成19年度)	1,467,962件 〔平成21年2月までのユーザID・パスワード累積発行件数〕	-----

(注1)※印については、老齢基礎年金、老齢厚生年金受給者は除く。

(注2)年金個人情報提供サービスについては、平成21年3月16日から老齢年金受給者(昭和61年4月以降に受給権が発生した者)に拡大。

現行の医療費通知等について

参考資料9

	医療費通知	レセプト(診療報酬明細書等)開示	特定健診等の結果に関する情報	介護給付費通知
情報提供主体	医療保険者	医療保険者	医療保険者	介護保険者
閲覧・通知に係る根拠法令	厚生労働省通知等	個人情報の保護に関する法律第25条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 地方公共団体の個人情報保護条例等	高齢者の医療の確保に関する法律第23条	-----
対象者	医療保険加入者のうち 保険診療(調剤)を受けた者	①医療保険加入者 ②①が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人 ③被保険者が死亡している場合は、その遺族等	40歳以上74歳以下の 医療保険加入者	介護保険被保険者のうち サービスを受給している者
確認・閲覧方法とその頻度	保険者から通知 (頻度は保険者ごとに異なる) (例)政管健保の場合 年2回	保険者に対してレセプト開示を請求 (遺族においては開示を依頼) (例:政管健保の場合) 最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続 ・診療報酬明細書等開示請求書 ・開示請求をされる方の本人確認ができる書類	保険者又は実施機関からの通知等	保険者から通知 (実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる) 【参考】 介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)。平成22年度末までに実施率を100%とすることを目標。
確認・閲覧できる内容	内容は保険者ごとに異なる (例) ・該当期間にかかった医療費の総額 ・受診した医療機関名称 ・区分(入院又は通院日数)	開示請求(依頼)をしたレセプト (ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。)	特定健診等の内容 ・既往歴の調査結果 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果 ・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧) ・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖) ・尿検査結果 ・特定保健指導に関する記録等	内容は保険者ごとに異なる なお、一般的な記載内容は以下のとおり ・サービス利用月 ・介護サービス事業者名称 ・サービスの種類 ・サービス利用日数(回数) ・サービス費用総額 ・利用者負担額等
利用件数 (平成18年度)	2,811万件 (政管健保)	6,172件 (政管健保)	-----	保険者数817

(注)表中「政管健保」は平成20年10月から「協会けんぽ」(全国健康保険協会が運営)に移行。